

令和6年3月22日
総務部人事課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【パワー・ハラスメント】

1 発生年月日

令和5年4月から9月

2 被処分者

役職：参事（部長級）

3 処分内容

戒告

4 処分年月日

令和6年3月21日（木）

5 処分に係る事案の内容

令和5年4月から9月にかけて、部下の職員に対し業務上の指導の範囲を超えた声の大きさを指導する、他の職員の前で叱責する等のパワー・ハラスメント行為を行った。

当該行為を見聞きした多くの職員に精神的苦痛を与えたことにより、職員の意欲を低下させ、不快にさせる等職場環境を悪化させた。